

平成17年度 市民負担額変更予定一覧

No.	担当部課	項目	議案	内容	資料
1	税務部	手数料等変更無	—	法改正による影響はあり	別紙資料 ①
2	市民課	手数料等変更無	—	年金については一部負担増	別紙資料 ②
3	介護保険課	食費・居住費用	—	18年度より制度改正により負担増が決定	別紙資料 ③
4	保育課	保育所保育料	—	所得税非課税世帯の保育料が現行 5,000円～15,400円から 6,000円～13,500円に	別紙資料 ④
5	国民健康保険課	長期譲渡所得特別控除の廃止	35号	所得税法の改正に伴い廃止となる。	別紙資料 ⑤
6	地域福祉課	老人医療助成事業	36号	一部負担割合を1割から2割へ	別紙資料 ⑥
7	高年福祉課	敬老金支給事業	37号	現行70歳以上一律3,000円を77歳に1万円、88歳に2万円に変更。	議決後に資料を作成する。 ※
8	開発課	名古屋山霊苑えい地の永代使用料	41号	市民19万～30万円/1㎡(5段階)を30万円に統一	別紙資料 ⑦
9	住宅管理課	市営住宅関係	—	前年と同制度(改善住宅については見直しのためアップ)	—
10	水道局	水道料金関係	—	変更無	—
11	リサイクル推進課	ごみ収集	—	分別ごみの推進。可燃ごみ袋を指定業者より有料購入。価格は自由価格だが安価を予測	—
12	教育委員会	学童保育費	—	学年ごとに料金を設定していたが、現行の最高値で統一予定	別紙資料 ⑧

※ 敬老金は人口を基に試算した場合
少なくとも1億3千万円の減額と予想される

5 使用料等の改定

1 公共料金の見直しによるもの

〔一般会計〕

名 称	前 回 改 定		現 行 料 金 等	改 定 方 針	増収額 (千円)	説 明
	年 月	改 定 状 況				
保育所保育料	13.4	全所得階層 一人当たり2.83%増 4,700～55,500円/月 ↓ 5,000～56,500円/月	所得税非課税世帯 5,000円/月 ↓ 15,400円/月	所得税非課税世帯 6,000円/月 ↓ 13,500円/月	1,441	平成17年度保育料から 実施予定
児童健全育成事業 受益者負担金	14.4	1年生 5,500円/月 2年生 5,000円/月 3年生 4,500円/月 ↓ 各学年500円/月増	1年生 6,000円/月 2年生 5,500円/月 3年生 5,000円/月	一律 6,000円/月	23,628	平成17年度負担金から 実施予定
計 (2件)					25,069	

〔特別会計〕

名 称	前 回 改 定		現 行 料 金 等	改 定 方 針	増収額 (千円)	説 明
	年 月	改 定 状 況				
国民健康保険料	16.4	限度額変更 医療分 51万円 介護分 8万円 応能応益割変更 応能:応益 50:50	限度額 医療分 51万円 介護分 8万円	医療分 53万円 介護分 8万円	-	平成17年度保険料から 実施予定
計 (1件)					-	

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定によるもの

〔一般会計〕

名 称	現 行 料 金 等	改 定 方 針	増収額 (千円)	説 明
消防関係手数料 (1件)	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所設置許可申請に係る審査手数料の新規設定	貯蔵最大数量に応じて8段階で設定 123万円/件 ↓ 744万円/件	-	平成17年度手数料から 実施予定
計 (1件)			-	

資料①

税制改正による影響

実施年度	改正項目	(人)	(円)
		影響人員	影響額
17	配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止	5万5000	7億8000万
	妻の均等割非課税 1/2廃止(半額課税)	2万6000	3800万

資料②

国民年金保険料、4月から1万3580円
 …16年改正法の第2段階施行、3号特例届出の実施へ…

16年改正の第2段階が17年4月に施行されるが、4月から国民年金保険料が1万3580円に引上げられるとともに、若年者納付猶予制度の創設や单身世帯に配慮した申請免除基準の改正、次世代育成支援の拡充、60歳前半の在職老齢年金制度改善など改正事項は多岐にわたる。また、届出をすれば過去の3号未届による未納期間を2年以上溯って特例的に保険料納付済期間とする「第3号被保険者の特例届出」も4月からはじまるが、17年4月1日前に3号届出を行って未届期間が判明している者は、社会保険庁で一括処理する。

17年度、マクロ経済スライド

16年改正法は、昨年10月1日に第1段階が施行され、厚生年金保険料率の引上げがスタート。マクロ経済スライドによる調整期間は、昨年9月29日に公布された「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」で、「調整期間の開始年度は、平成17年度とする」とされ、17年度から調整期間に入ることが決まったが、平成16年平均の消費者物価変動率が0%となったことから、17年度の特例水準(1.7%かさ上げ水準)の額は、改正後の規定により計算された年金額を上回っており、特例水準の年金額が支給されることが決定。17年度、マクロ経済スライドは発動されないことになる。

第2段階である17年4月施行の改

◇国民年金保険料額(平成16年度価格)

平成(西暦)	(16年度価格)
17(2005)年度	1万3,580円
18(2006)年度	1万3,860円
19(2007)年度	1万4,140円
20(2008)年度	1万4,420円
21(2009)年度	1万4,700円
22(2010)年度	1万4,980円
23(2011)年度	1万5,260円
24(2012)年度	1万5,540円
25(2013)年度	1万5,820円
26(2014)年度	1万6,100円
27(2015)年度	1万6,380円
28(2016)年度	1万6,660円
29(2017)年度	1万6,900円

※平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。
 ※平成17年度の1万3,580円は動かないが、翌年度以後、法律に規定された保険料額は、今後の賃金上昇の状況に応じて変化する。

料額は1万3580円で確定しているが、18年度以後、法定されている保険料額(16年度価格)は、今後の賃金上昇の状況に応じて変化する。隠申請免除の改正基準は、4月から適用
 社会保険庁は、2月8日の全国社会保険事務局長会議で、施行事務の概略を示したが、4月施行の改正項目のうち、国民年金関係では、①若年者に対する納付猶予制度②第3号被保険者の特例届出③申請免除基準の見直し④口座振替割引制度の導入などがはじまる。このうち、单身

◇16年改正・平成17年4月施行の主な項目

- 国民年金保険料の引上げ
- 若年者納付猶予制度の創設
- 申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及
- 第3号被保険者の特例届出
- 国民年金保険料申請免除の所得基準の見直し
- 国民年金口座振替割引制度の導入
- 国民年金保険料追納加算率の引下げ
- 次世代育成支援の拡充
- 60歳前半の在職老齢年金制度の改善
- 60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の上限の見直し

世帯に配慮した申請免除基準見直しについては、昨年12月15日公布の「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」で、单身世帯・全額免除所得基準を35万円から57万円に引上げ、また、半額免除基準も、所得税課税所得を80万円とし、これに基礎控除額38万円を加えた118万円とされた。改正政令に基づく申請免除の所得基準見直しは、4月から適用される。4、5、6月は昨年6月に確定した所得で新免除基準を適用、7月からは今年6月に確定した所得によつて新免除基準が適用されることになる。
 また、若年者納付猶予制度(10年間の時限措置)は、30歳未満の若年層について、被保険者本人及び配偶者だけを免除の要件とし、世帯主の所得は判断要件の対象外とすること、親と同居している所得の低い若者が免除に該当できるようにするも

居住費用・食費の見直し

- 居住費用や食費は、原則として保険外に
 - ・ 居住費用：「個室」と「多床室」の居住環境の違いを考慮した取扱い
 - ・ 食費：食材料費と調理コスト相当

特別養護老人ホームの入所者（要介護5・甲地）における利用者負担の変化
（モデル 万円/月）

保険料段階

保険料段階		現 行			
		1割負担	居住費	食費	
新・第6段階～	個室	9.7～10.7	3.1	4.0～5.0	2.6
	多床室	5.6	3.0	—	2.6
新・第5段階					
新・第4段階					
新・第3段階	個室	7.0～8.0	2.5	3.0～4.0	1.5
新・第2段階	多床室	4.0	2.5	—	1.5
第1段階	個室	4.5～5.5	1.5	2.0～3.0	1.0
	多床室	2.5	1.5	—	1.0

減価償却費＋
光熱水費相当

光熱水費相当

	見直し後	見直し後		
		1割負担	居住費	食費
個室	13.4	2.6	6.0	4.8
多床室	8.7	2.9	1.0	4.8
個室	9.5	2.5	5.0	2.0
多床室	5.5	2.5	1.0	2.0
個室	5.5	1.5	2.5	1.5
多床室	4.0	1.5	1.0	1.5
個室	5.0	1.5	2.5	1.0
多床室	2.5	1.5	1.0	1.0

食材料費＋
調理コスト相当

低所得者
への対応

高額介護サービス費の見直し
(月額上限の引き上げ)

老人保健施設の入所者（要介護5・甲地）における利用者負担の変化
（モデル 万円/月）

保険料段階		現 行			
		1割負担	居住費	食費	
新・第6段階～					
新・第5段階	多床室	5.9	3.3	—	2.6
新・第4段階	※この他、保険外で特別な室料を徴収している場合がある。				
新・第3段階	多床室	4.0	2.5	—	1.5
新・第2段階					
第1段階	多床室	2.5	1.5	—	1.0



	見直し後	減価償却費＋光熱水費相当			食材料費＋調理コスト相当
		1割負担	居住費	食費	
個室	13.4	2.6	6.0	4.8	
多床室	8.9	3.1	1.0	4.8	
個室	9.5	2.5	5.0	2.0	
多床室	5.5	2.5	1.0	2.0	
個室	5.5	1.5	2.5	1.5	
多床室	4.0	1.5	1.0	1.5	
個室	5.0	1.5	2.5	1.0	
多床室	2.5	1.5	0.0	1.0	

減価償却費＋
光熱水費相当

光熱水費相当

食材料費＋
調理コスト相当

低所得者
への対応

高額介護サービス費の見直し
（月額上限の引下げ）

資料④

名 称	前 回 改 定		現 行 料 金 等	改 定 方 針	増収額 (千円)	説 明
	年月	改 定 状 況				
保育所保育料	13.4	全所得階層 一人当たり2.83%増 4,700～ 55,000 円/月 ↓ 5,000～56,500円/月	所得税非課税世帯 5,000円/月 ? 15,400円/月	所得税非課税世帯 6,000円/月 ? 13,500円/月	1,441	平成17年度保育料から 実施予定

資料⑤

国民健康保険条例改正概要

1 改正内容の概要

地方税における土地、建物等の長期譲渡所得に係る課税の特例について、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）により、100万円の特別控除が廃止されたことに伴い、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）により、地方税法附則第34条等についても同様の改正が行われ、平成17年度以降の住民税の所得算定に適用することとされた。

これに伴い、国民健康保険法施行例の一部を改正する政令（平成16年政令第347号）により国民健康保険料の算定に関する改正（附則第15項及び附則第16項関係）が行われたため、条例においても同様の改正を行うものである。

2 各条文の改正事項説明

- (1) 「附則第9項」の改正は、長期譲渡所得の100万円の特別控除が廃止される地方税法の改正に伴い整備するものである。
- (2) 「附則第10項」の改正は、附則第9項の改正に関連して、規定整理を行うものである。

資料 ⑥

老人医療費助成事業

1 制度の内容

65歳以上70歳未満の老人の医療費の一部を助成する

2 制度改正内容

区 分	現 行	改 正 案
対 象 者	住民税非課税者	住民税非課税者、ただし 一定以上所得者との同居人除外
自己負担 割 合	一定以上所得者との同居人：2割	(助成対象外)
	上記以外：1割	2割 (所得を有しない世帯の人は1割)

※ 「一定以上所得者」は65歳以上で課税所得124万円以上かつ対象者本人を含めた収入637万円以上の人

※ 「所得を有しない世帯の人」は世帯全員が住民税非課税かつ所得0円の人

3 制度新旧比較

現 行

保険者負担7割	公費負担2割 又は1割	本人負担1割 又は2割
---------	----------------	----------------

改正案

保険者負担7割	公費負担 1割	本人負担2割
---------	------------	--------

(低所得世帯に属する老人)

保険者負担7割	公費負担 2割	本人負担1割
---------	------------	--------

4. 財源

県、市各1/2

担当

地域福祉課

21-2307

姫路市霊苑条例の改正概要

- (1) 霊苑条例第9条 霊苑使用料の上限（30万円）を規定。
 (2) 霊苑条例施行規則第12条関係

区 分	使 用 料	
	本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
1号えい地	190,000円	285,000円
2号えい地	210,000円	315,000円
3号えい地	230,000円	345,000円
4号えい地	250,000円	375,000円
5号えい地	300,000円	450,000円

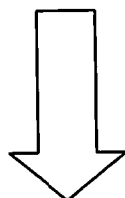
新

名古屋山霊苑えい地永代使用料
 300,000円
 (本市に住所を有しない者については、
 450,000円)

学童保育園負担金変更予定表

(現行)

学 年	負担金/月
1 年生	6,000 円
2 年生	5,500 円
3 年生以上	5,000 円



(平成 17 年度予算案)

学 年	負担金/月	設定人数/月
1 年生	6,000 円	945 人
2 年生	6,000 円	714 人
3 年生以上	6,000 円	441 人